

取引条件説明書（手配旅行）

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面であり、旅行契約が成立した場合は同法第12条の5により交付する「契約書面」の一部となります。

1. 手配旅行契約

（1）手配旅行契約とは、アンドビジョン株式会社（以下「当社」といいます。）が、お客様の委託により、お客様のために代理、媒介又は取り次ぎをすること等により運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊・その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。

（2）当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊・その他サービスに支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。

（3）当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊 機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、所定の取扱料金をお支払いいただきます。

2. 旅行のお申込みと契約の成立

（1）当社所定の申込書にに所定の事項をご記入の上、申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料、取消手数料その他のお客様が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。

（2）旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立いたします。

（3）当社は、（2）の規定にかかわらず、次の場合は申込金のお支払いを受けることなく、手配旅行契約は成立いたします。

①申込金のお支払いを受けることなく手配旅行契約を承諾する旨の書面を交付した場合、当社が当該書面を交付した時点で契約は成立いたします。郵送の場合は当社が発信した時点、ファクシミリ、電子メールの場合はお客様に到達した時点で契約が成立いたします。

②旅行代金と引換えに旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面（eチケット、ホテルクーポン等を含む）をお渡しする場合、当社が口頭によりお申込みを承諾した時点で契約は成立いたします。

③団体・グループ手配旅行契約において、契約責任者に申込金のお支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾する旨を記載した書面を交付した場合、当社が当該書面を交付した時に契約は成立いたします。

3. 通信契約により契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

（1）当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等を受けることを条件に電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約（以下「通信契約」といいます。）を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がないなど、又は業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

(2) 通信契約の申込みに際し、会員は申込みを行う手配旅行契約の内容のほか、「カード名」、「会員番号」、「カード」の有効期限」等を当社にお申出いただきます。

(3) 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立します。

(4) 通信契約での「カード利用日」は、お客様及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申出があった日とします。

(5) お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されカード 会社より決済できないときは、当社はお申込みをお断りします。

4. お申込条件

(1) お申込時点で20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。

(2) 健康を損なわれている方、心身に障がいのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、補助犬使用者の方、その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

(3) 当社は、お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合は、お申込みをお断りすることがあります。

(4) お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。

(5) お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。

(6) その他当社の業務上の都合により、お申込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面のお渡し

(1) 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。

(2) 前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

6. 契約の変更

お客様から手配旅行契約内容の変更の求めがあった時は、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、旅行代金を変更し、運送・宿泊機関等の取消料、違約金その他の手配の変更費用及び当社所定の変更手続料金をお支払いいただきます。

7. 契約の解除

(1) お客様による任意解除

お客様は下記費用をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。契約解除のお申し出は、営業時間内にお受けします。

- ①お客様が、既に提供を受けた旅行サービスの費用
- ②お客様が、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等対して既に支払い、又はこれから支払う費用
- ③当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手続料金

(2) お客様の責に帰すべき事由による解除

当社は、お客様が、所定の期日までに旅行代金のお支払いがない場合には、手配旅行契約を解除することがあります。この場合、下記費用をお支払いいただきます。

- ①お客様が、既に提供を受けた旅行サービスの費用
- ②お客様が、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等対して既に支払い、又はこれから支払う費用
- ③当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手続料金

(3) 当社の責に帰すべき理由による解除

当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金からお客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、またはこれから支払う費用を差し引いてお客様に払い戻します。

8. 旅行代金

(1) 旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金（変更手続料金及び取消手続料金を除きます。）をいいます。

(2) 旅行代金は、請求書に記載した期日までにお支払いいただきます。

(3) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合、旅行代金を変更することがあります。この場合、旅行代金の増加又は減少は、お客様に帰属するものとします。

(4) 当社は、旅行サービスを手配するために要した旅行代金と、お客様から旅行代金として収受した金額とが合致しない場合は、速やかに旅行代金の精算をします。

9. 団体・グループ契約

(1) 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申込んだ手配旅行契約の締結については、本項の規定を適用します。

(2) 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係わる取引は当該契約責任者との間で行います。

(3) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。

(4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。

(5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(6) 当社は、契約責任者から構成者変更のお申し出があった場合、可能な限りこれに応じますが、変更によって生じる旅行代金の増加および変更に要する費用は、構成者の負担とさせていただきます。

(7) 当社は、契約責任者の求めにより添乗サービス料金を申し受けた上で、添乗サービスを提供することがあります。なお、添乗サービス料金とは別に、添乗員がお客様と同行するために必要な交通費、宿泊費等の実費を別途お支払いいただきます。添乗員のサービスの内容は、原則としてあらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。添乗員の業務時間は、原則として8時から20時までとします。

10. 当社の責任

(1) 当社は手配旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

(2) 手荷物の損害については、損害発生の翌日から起算して国内旅行は14日以内、海外旅行は21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様お一人当たり15万円（当社に故意又は重過失がある場合を除きます。）を限度として賠償します。

(3) 当社は、お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由（以下に例示）により損害を被ったとき、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

①天災地変、戦乱、暴動、航空機の遅延・ストライキ等により出発便が取消され、または旅行日程が変更された場合

②航空会社の過剰予約受付(オーバーブッキング)により予約を取消され、または搭乗を拒否された場合

③お客様がご出発（帰路便）の72時間前までに予約の再確認（リコンファーム）および出発時間の確認を怠ったため予約を取消され、または航空券が無効になった場合

④お客様が集合時間あるいはチェックイン時間に遅れ搭乗手続きができなかった場合、もしくは搭乗手続後に予定便に搭乗できなかった場合

⑤お客様が航空券等の紛失または盗難に遭った場合

⑥旅券(パスポート)の残存有効期間の不足および査証(ビザ)の不備の為、日本および各国の出入国管理法により、搭乗、出入国が出来ない場合

⑦パスポート記載の名前と航空券記載の名前が違い搭乗を拒否された場合

⑧お客様のご都合または乗り遅れによりご予約された予定便に搭乗されず、以降の予約が取り消され航空券が無効になった場合

11. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、お客様はその損害を賠償しなければなりません。

(2) お客様は当社と手配旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスと異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

(4) お客様が事前に利用航空会社の承認を得ることなく片道のみ利用された場合（帰路便を放棄された場合）は、航空会社から片道普通航空運賃、または当該航空券の往復の公示運賃との差額を徴収される場合があります。その際は、お客様に差額をお支払いいただきます。

12. お客様がご出発までに実施する事項

(1) ご旅行に必要な旅券（パスポート）・査証（ビザ）・予防接種証明書等の取得や有効確認は、お客様ご自身で行ってください。ただし、当社は所定の料金を申受け、別途契約として渡航手続きの一部または全部の代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任は負いません。

(2) 衛生情報について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「海外感染症発生情報」で、必ず出発前までにお客様ご自身でご確認下さい。

ホームページ：<https://www.forth.go.jp/>

(3) 海外安全情報について

渡航先については、外務省「海外安全情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合がありますので、必ず出発前までにお客様ご自身で下記にて情報をご確認下さい。

外務省：海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

外務省：海外旅行登録「たびレジ」「オンライン在留届」：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

(4) 旅行傷害保険について

ご旅行中、病気やけをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の旅行保険に加入されることをお勧めいたします。旅行傷害保険については当社の係員にお問い合わせ下さい。

13. 燃油サーチャージについて

(1) 航空券の空港諸税、燃油サーチャージ等は運賃本体には含まれておりません。手配旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。なお徴収額は、ご利用いただく航空券運賃の大人・子供種別に準じます。

(2) 手配契約成立後に、航空会社が燃油サーチャージの額を増額した場合はその不足分を追加徴収し、減額された場合には、その減額分をすみやかに払い戻します。

(3) お客様が燃油サーチャージの徴収を理由とした、手配旅行契約の解除される場合は、当社所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。

14. 個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行その他の商品・サービスのお申込みの際に、ご提供いただいた個人情報について、お客様との連絡や、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の手配およびそれらのサービスの受領のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

(2) 当社は、当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様へのご連絡や対応のために、利用させていただきます。

(3) 上記の他、当社の個人情報保護方針については、当社ホームページにてご確認ください。

アンドビジョン株式会社：<https://www.andvision.net/privacy-policy.html>

15. その他

(1) 当社では、お客様のご都合による取消しの場合、および返金が生じた場合、返金に伴う取扱手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。また金融機関のお客様の口座への振込みとさせていただきます。

(2) 航空会社のマイレージサービスについては、お客様と航空会社との会員プログラムとなります。マイレージサービスに関してのお問い合わせ、登録等はおお客様ご自身で航空会社と行ってください。また、マイレージに関しての責任は当社では負いかねます。

(3) 航空会社の受託手荷物については、無料で預かれる手荷物の量に制限があります。制限を超えると、超過手荷物料金が必要です。楽器等の運搬についても航空会社により異なりますので航空会社等にご確認ください。

(4) お申込みのお名前はパスポート記載のスペル通りをお願いいたします。ご搭乗者氏名のスペルの訂正、大人・子供の種別、性別の修正、旅行者の交替は変更ではなく取消扱いとなり、取消料・取消手数料の対象となりますのでご注意ください。

(5) 航空機への搭乗手続きは余裕を持って行ってください。予告なしに出発時刻が変更される場合がありますので、ご利用航空会社へ出発・搭乗 手続き時刻等を必ずご確認ください。

16. 約款準拠

本取引条件説明書面に記載のない事項は、当社旅行業約款（手配旅行契約の部）に定めるところによります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。また、運送機関や宿泊期間等の旅行サービス提供機関が、お客様に提供する旅行サービスは、各提供機関の約款が適用にあります。

17. 旅行業務取扱料金

取扱料金については別紙「旅行業務取扱料金表」にてご確認ください。

<旅行業務取扱>

東京都知事登録第3-6403号

アンドビジョン株式会社

東京都千代田区神田小川町3-8 神田駿河台ビル2F

TEL:03-5577-4500 FAX:03-4496-4903 E-mail: info@andvision.net

営業日・営業時間：月曜日～金曜日 10:00-18:30 土曜日～日曜日 10:00-16:00

(土日を除く祝日休業)